

議案第128号

静岡市自然の家条例の一部改正について

静岡市自然の家条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月21日提出

静岡市長 田辺信宏

静岡市自然の家条例の一部を改正する条例

第1条 静岡市自然の家条例（平成15年静岡市条例第278号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

名称	位置
静岡市南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家	静岡市葵区井川3055番地の1

第3条第1項中「井川自然の家」を「自然の家」に改め、同条第2項を削る。

第4条中「第2条の表に掲げる自然の家（以下「自然の家」という。）」を「自然の家」に改める。

別表中「1 井川自然の家及び和田島自然の家の宿泊棟の使用料」を「1 自然の家の宿泊棟の使用料」に、「2 井川自然の家の多目的ホールの使用料」を「2 自然の家の多目的ホールの使用料」に、「3 井川自然の家のキャンプセンターの使用料」を「3 自然の家のキャンプセンターの使用料」に改める。

第2条 静岡市自然の家条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第13条関係）

1 自然の家の宿泊棟の使用料

区分		使用料	
		宿泊（1人1泊につき）	日帰り（1人につき）
団体利用	15歳未満の者（3歳未満の者を除く。）及び	310円	150円

	その指導者		
	15歳以上の青少年(30歳未満の者をいう。)及びその指導者	620円	310円
	その他の者(3歳未満の者を除く。)	940円	470円
個人利用	15歳未満の者(3歳未満の者を除く。)	310円	150円
	15歳以上の青少年(30歳未満の者をいう。)	620円	310円
	その他の者(3歳未満の者を除く。)	940円	470円

備考 中学校の生徒である者及びこれに準ずる者は、15歳未満の者の区分とする。

2 自然の家の多目的ホールの使用料

時間区分	午前	午後	午前・午後	夜間	午後・夜間	全日
利用区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
15歳未満の者(3歳未満の者を除く。)及びその指導者	1,480円	1,700円	2,880円	3,190円	4,480円	5,860円
15歳以上の青少年(30歳未満の者をいう。)及びその指導者	1,750円	1,960円	3,360円	3,720円	5,170円	6,710円
その他の者(3歳未満の者を除く。)	2,020円	2,240円	3,840円	4,260円	5,860円	7,570円

備考

- 1 中学校の生徒である者及びこれに準ずる者は、15歳未満の者の区分とする。
- 2 利用のための準備及び原状回復のための時間は、利用時間に含む。

3 許可を受けた利用時間を超過し、又は繰り上げて利用するときの当該超過又は繰上げに係る使用料の額は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とする。）につき許可を受けた時間区分の使用料の額の1時間分に相当する額とする。

4 使用料の額の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

3 自然の家のキャンプセンターの使用料

種類	単位	使用料（1回につき）			
		一般利用			学校利用
		15歳未満の者（3歳未満の者を除く。）及びその指導者	15歳以上の青少年（30歳未満の者をいう。）及びその指導者	その他の者（3歳未満の者を除く。）	
大テント	1張	3,510円	4,150円	4,790円	1,650円
10人用テント	1張	1,040円	1,230円	1,420円	310円
8人用テント	1張	810円	960円	1,110円	150円
6人用テント	1張	580円	690円	800円	150円
3人用テント	1張	450円	530円	620円	150円
大バンガロー	1棟	6,450円	7,620円	8,790円	1,650円
テント持込料	1張	340円	400円	470円	無料

備考

- 1 1回の利用は、正午から翌日の午前10時まで（引き続き利用する場合にあっては、正午から翌日の正午まで）とする。
- 2 「学校利用」とは、第9条第1号に規定する児童又は生徒が教育課程の一環として利用する場合をいう。
- 3 「一般利用」とは、「学校利用」以外の利用をいう。
- 4 「一般利用」のうち、中学校の生徒である者及びこれに準ずる者は、15歳未満の者の区分とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第1条の規定は平成31年4月1日から、第2条の規定は同年10月1日から、附則第3項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の静岡市自然の家条例(以下「新条例」という。)別表の規定は、利用期間(宿泊を伴う利用の場合は、最初の宿泊の日から最後の宿泊の日までの期間をいう。以下同じ。)が第2条の規定の施行の日(以下「施行日」という。)以後にわたる利用に係る使用料について適用し、施行日の前日までに利用期間が満了する利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(施行前の準備)

- 3 新条例別表の規定に基づく使用料の徴収その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。